

記載例(別記様式1-1)

別記様式1-1 (被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡の場合)

相続人の住所を記入

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所 ○○県○○市○○○-○

平日の日中つながる番号を記入

相続人の氏名を記入 氏名 玉名 花子

電話 ○○○-○○○○-○○○○

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第1号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用(※2)に供されていた家屋(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること(※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

建物の登記簿謄本等を参考に記入。不明の場合でも分かる範囲で「昭和○○年○月、昭和○○年」等を

閉鎖事項証明書又は

売買契約書等を参考に地番を記入

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	熊本県玉名市○○○○●番地		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	昭和45年 3 月 1 日		
被相続人の氏名及び住所 被相続人の除票住民票に記載の住所及び氏名、死亡日を記入	(住所) 熊本県玉名市○○●●番地● (氏名) 玉名 次郎	申請者からみた続柄	父の弟
相続開始日(被相続人の死亡日)	令和3年 2 月 1 日	譲渡日(※5)	令和4年 3 月 2 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした 他の相続人 の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等	(住所) ○○県○○市●丁目●番●号 (氏名) 玉名 松子	売買による残代金引渡日等を記入
	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 敷地等	(住所) (氏名)	申請者以外の相続した者の住所及び氏名を記入 申請者以外に相続人がいない場合は空欄

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、**昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。**

(※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたのものに限る。

以下は玉名市が記入します

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年	月	日
確認を行った市区町村長	印		

<p>(ii)</p>	<p>施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (ア) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (イ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ウ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（(ア)の有料老人ホームを除く。） (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居</p>	<p>記入不要 (玉名市記入)</p>
<p>(iii)</p>	<p>被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか（複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て） (ア) 電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの (イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録（老人ホーム等が保有するもの）のコピー等 (ウ) その他要件を満たしていることを認めることができるような書類（※6） ()</p>	<p>記入不要 (玉名市記入)</p>
<p>備考</p>	<p>(例：空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認ができなかった場合（該当する確認欄に「※」を記載すること。）において代替書類・補充書類及びヒアリング内容・申請者の申立てにより確認できた内容 等)</p>	

(※6) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を認める書類の提出があったが当該書類で契約名義（支払人）が明確とならなかった場合（すなわち、申請被相続人居住用家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合）の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。